

西宮市立中央病院準夜タクシー要綱

(目的)

第1条 この要綱は、西宮市立中央病院で勤務する看護師の準夜勤務終了時における帰宅のために供するタクシー（以下「準夜タクシー」という。）について必要な事項を定める。

(申込)

第2条 準夜タクシーを利用する者は、乗車する日の前々日の20時までに準夜タクシー申込書（別紙1）を管理師長に提出しなければならない。

2 管理師長は、提出があった準夜タクシー申込書の住所を考慮し、あらかじめ契約を締結したタクシー会社に配車申し込みをするものとする。

(追加)

第3条 勤務変更等による理由で期日までに準夜タクシー申込書を提出できなかった者が準夜タクシーを利用するときは、乗車日前日の18時までに準夜タクシー追加申込書（別紙2）を守衛に提出しなければならない。

(取消)

第4条 準夜タクシーの申し込みを行った者が申し込みを取消しするときは、乗車する日の前々日の20時までに管理師長に連絡し、乗車日の前日又は当日になって取消しをするときは、直ちにその旨を守衛に連絡しなければならない。

(配車)

第5条 準夜タクシーは、正面玄関前に午前1時15分に配車するものとする。

(乗車)

第6条 準夜タクシーを利用する者は、配車時間に遅滞なく乗車しなければならない。

2 準夜タクシーを利用する者は、業務の都合により配車時間に間に合わないときは、直ちにその旨を守衛に連絡しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、利用するタクシーが相乗りのときは午前1時30分、そうでないときは午前2時30分を超過する待機は行わないものとする。

(高速料金)

第7条 準夜タクシーを利用する者は、帰宅に際し高速道路等の有料道路の利用を運転手に願い出たときは、往路分を実費負担するものとする。

付 則

この要綱は、平成19年12月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年3月1日から施行する。

付 則（西宮市立中央病院経営会議規程等の一部を改正する規程 39 条による改正付
則）

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。